

○山武市森林づくり審議会運営要綱

令和3年10月1日告示第154号

山武市森林づくり審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山武市森林づくり審議会設置条例（令和2年山武市条例第3号）第8条の規定に基づき山武市森林づくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事録)

第2条 会議の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 議事の経過要領及び発言者の発言趣旨
- (4) その他必要事項

2 議事録には、議事録署名人の署名がなければならない。

3 議事録署名人は、会議に出席した委員のうちから議長が2名を指名するものとする。

(議事録の公開)

第3条 議事録及び議事資料は、原則として公開する。

2 前項に規定する公開の方法は、産業振興部農政課における閲覧により行うものとする。
3 議事録及び議事資料の要旨等については、市ホームページ及び広報紙の活用等により情報提供に努めるものとする。

(関係者からの意見の開陳)

第4条 会長が必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ意見の開陳、説明、その他必要な協力を求めるものとする。

(部会)

第5条 審議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に、審議会の長（以下「会長」という。）が指名する委員をもって部会の長（以下「部会長」という。）を置く。
3 部会は、部会長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって構成する。
4 部会は、審議会が定める事項を検討する。
5 部会は、必要に応じ部会長が招集し、部会長が議長となる。

6 部会長に事故があるときは、委員の互選により選出された者が、その職務を代理する。

7 部会長が必要と認めるときは、関係者を部会に出席させ意見の開陳、説明、その他必要な協力を求めるものとする。

附 則

この告示は、令和3年10月1日から施行する。